

公 示 日:2026年2月4日(水)

調達管理番号:25a00701

国 名:ペルー共和国

担 当 部 署:地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名:ペルー国事前防災投資促進(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :事前防災投資促進
- (2) 格 付 :2号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:リマ市
- (5) 全体期間:2026年3月下旬から2028年7月下旬
- (6) 業務量の目途:24人月

2. 業務の背景

ペルーは、日本と同じく環太平洋火山帯に位置していることから、地震や津波、火山災害のリスクに常時晒されている。首都リマ及びカヤオを含む太平洋沿岸部は、プレート境界上に位置し、過去の地震調査などから巨大地震・津波発生が確実視されている。特に、リマ・カヤオ沖では、1974年までに何度も大地震が発生していながら、それ以降50年以上、大規模な地震は発生していない。Mw9クラスの大地震は290年~350年の周期で発生すると考えられているが、最後に発生した1746年から280年が経過しようとしている。以上のことから、当該地域では大地震のリスクは高まっていると指摘されている。

一方で、リマ首都圏には、人口と資本に加え、病院・学校・災害対応拠点(地方政府庁舎)などの重要公共施設やインフラが集中している。しかしながら、建築物の大半は、インフォーマルな住宅や老朽化した建築物など耐震性が確保されておらず、こうした状況下において大地震が発生すれば、災害対応や救命機能を果たすべき

建物を含め、多くの建築物が崩壊するリスクが高い。国内の防災体制の不備が重なることで、災害に対する脆弱性が増していると言える。

こうした状況の中、ペルーでは、2011年に国家災害リスク管理システム(以下、SINAGERDとする)法及び細則が制定された。SINAGERDにおいては、首相府(以下、PCMとする)が災害リスク管理を統轄する役割を担っている。PCMは、国家防災庁(以下、INDECIとする)・国家災害リスク予防研究センター(以下、CENEPREDとする)の上位機関であり、両機関の助言を得ながら、災害リスク管理を監督し、SINAGERDを遂行するための政策(法律や大統領令)を首相に提案する責務を負っている。INDECIは災害準備、災害対応、復旧を担う一方、CENEPREDは防災、減災、災害リスク評価、復興を担うとともに、防災や災害対応のための規則やガイドラインを制定し、各省庁や地方政府に対する技術指導を行っている。SINAGERD法の施行開始から13年が経過し、現在、各機関が独立して活動する傾向が強くなっている中、PCM、INDECI、CENEPRED間の連携強化が求められている。

関係行政機関の連携によるSINAGERDの実行のため、災害種ごとのマルチセクター計画策定が、数年前からPCM主導で実施されており、地震については、2026年～2028年の3か年を対象とした地震対策マルチセクター計画の作成が進められている。地震対策における日本の経験や事例を参考にするため、日本人専門家による協力及び助言のニーズは高く、またPCMと日本の内閣府の役割の類似性を考慮すると、日本の防災行政や災害対策基本法、国土強靱化基本法をはじめとする国土強靱化の取り組み等をペルーに共有することは、PCMにとって重要なインプットとなりうる。以上を踏まえ、ペルー国政府は、関係機関の連携強化及び地震防災に対する事前防災投資への理解の促進と、重要インフラへの事前防災投資を進めるためのパイロット案件の選定支援を行う専門家を要請した。

3. 期待される成果

(1)目的

PCMの主導により、関係機関の連携が強化されるとともに、地震防災に対する事前防災投資への理解が促進される。

重要インフラへの事前防災投資のパイロット案件が形成される。

(2)成果

1. PCMとともに、地震対策マルチセクター計画が着実に実行されるためのモニタリ

ング体制を構築する。

2. PCM とパイロット省(第一候補は保健省、ただし事前調査によって他の機関を優先する可能性あり)との連携が強化され、地震対策マルチセクター計画に基づき、パイロット省の重要建築物の耐震診断や優先度の評価を基に、耐震補強や建て替えのための仕組みが構築される。
3. パイロット省を対象とした成果や取り組みを他の関連省庁に共有し、PCM と関連省庁の連携、地震災害に対する事前防災投資促進が進められる。

4. 業務の内容

(全般)

- ・ C/P と密に協議して活動方針を検討し、活動する。
- ・ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ・ JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。
- ・ 予算管理及び備上するスタッフの業務や労務管理を滞りなく実施する。
- ・ その他、効果的かつ効率的な活動の実施に必要な取り組みや働きかけを、JICA(本部・事務所)・関係者等と適宜相談しながら推進する。
- ・ 各種の広報活動を通して、活動を積極的に宣伝する。
- ・ 関連する各種会議・セミナー等への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ・ 活動の円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関等と連携し、その解決にあたる。
- ・ 活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ・ 相手国、JICA 及び関係者間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ・ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等と十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

(主な活動)

- 1-1 SINAGERD 法における事前防災投資の位置づけ、2011 年制定以降の改定状況を分析する。
- 1-2 PCM 災害リスク管理局と INDECI、CENEPRED、IGP、CISMID との連携状況を調査・分析し、連携強化に向けた助言を行う。PCM 災害リスク管理局が主催する、協力機関(INDECI、CENEPRED、IGP、CISMID)との会合を定期的に開催する。
- 1-3 PCM 災害リスク管理局、INDECI、CENEPRED、IGP、CISMID と関連省庁との連携状況を調査・分析する。PCM 災害リスク管理局がパイロット省を選定することから、同局と関連省庁との会合を定期的に開催する。
- 1-4 PCM 災害リスク管理局が作成した地震対策マルチセクター計画のモニタリング体制の構築を支援する。
- 2-1 PCM 災害リスク管理局が作成した地震対策マルチセクター計画におけるパイロット省の役割を調査・分析し、連携強化に向けた助言を行う。
- 2-2 PCM 災害リスク管理局によるパイロット省との会合を定期的に開催する。
- 2-3 リマ首都圏のパイロット省の重要建築物の耐震診断の既存調査の分析、優先度評価、情報更新を行う。
- 2-4 リマ首都圏のパイロット省の重要建築物の耐震補強、建て替え計画策定のための助言を行う。
- 3-1 経済財政省派遣中の公共投資事業専門家と共に、パイロット省の多年度投資計画における事前防災投資案件形成のための助言・支援を行う。
- 3-2 事前防災投資促進に向け、JICA チェアや関係協力機関による主催行事、他の関連協力案件とも連携しながら、関連省庁を対象に、パイロット省の取り組みを共有するセミナーを開催する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	PCM をはじめとする関係省庁とのコミュニケーションの手法及び省庁間の連携強化のための具体的手法	4. (主な活動)1-3、1-4
2	関係省庁に対して、日本の事例や経験を効果的に伝え、事前防災投資への意識を醸成するための具体的手法	4. (主な活動)1-4、3-2

3	パイロット案件となる重要インフラの選定手順	4. (主な活動)2-3、2-4、3-1
---	-----------------------	----------------------

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	ペルー国政府機関をカウンターパートとする業務の従事経験。特に防災や地震に関する業務の経験は加点対象とする。
語学の種類	スペイン語または英語(スペイン語ができることが望ましい)

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1カ月以内	地球環境部(CC:ペルー事務所)	－	スペイン語	電子データ
			－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	スペイン語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3か月ごと ²	国際協力調達部(CC:地球環境部)	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6か月ごと	国際協力調達部(CC:地球環境部、ペルー事務所)	－	日本語	電子データ
専門家業務完了報告書	契約履行期限末日	地球環境部(CC:国際協力調達部、ペルー事務所)	1部	日本語	電子データ

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①活動の概要(背景・経緯・目的)、②活動実施の基本方針、③活動実施の具体的方法、④活動実施体制、⑤業務フローチャート、⑥詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure等の活用)、⑦先方実施機関便宜供与事項、⑧その他必要事項

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 6 月上旬出発を想定していますが、査証発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・防災関係の法体系等

② その他、関連する公開資料は以下の通りです。

・ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト詳細計画策定調査・実施協議報告書(2010 年 5 月)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/11999687_01.pdf

・ペルー国 ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト中間レビュー調査報告書(2013 年 7 月)

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?method=detail&bibId=1000012063&bsCls=0>

・ペルー国 防災セクター政策・制度 調査報告書(2014 年 12 月)

https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_709_12231064.html

・ペルー国 災害時における救急医療に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート(2016 年 3 月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12251849.pdf>

・ペルー国 日本式早期地震検知システムによる防災対策のための案件化調査業務完了報告書(2020 年 5 月)

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?method=detail&bibId=1000042967&bsCls=0>

・ペルー国 防災対策能力強化アドバイザー業務 業務完了報告書(2023 年 12 月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000051974.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出 期限	2026年2月18日 12時
2	プレゼンテーション実施案内	2026年3月2日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年3月5日10時30分～12時
4	評価結果の通知	2026年3月10日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等:特になし
- (2) 家族帯同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B %99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84 .pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上
述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定しま

す。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に合わせてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teamsによる(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,472,000	1,659,000
	個人	1,139,000	1,326,000

② 教育費:

就学形態		3歳~就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	103,500	-
	インターナショナルスクール/ 現地校		372,600	369,600

③ 住居費:1,500ドル/月

④ 航空賃(往復):1,935,180円/人

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり

イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり

ウ) 車両借上げ:なし

エ) 通訳備上:なし

オ) 執務スペースの提供:PCM内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)

カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者/家族は公用旅券を申請

日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ペルー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(5) その他留意事項

以下の派遣前(後)業務を委嘱します。

業務内容	業務量(人日)
A: ペルーの防災関連省庁と地方自治体の情報整理	10 人日
B: 防災関連の予算制度の情報整理	10 人日
C: 建築規制関連省庁と地方自治体内関連部署の情報整理	10 人日
D: 耐震改修に関する国と地方自治体の予算の流れの整理	10 人日

2)業務委嘱期間:2026年4月1日~2026年5月31日

3)業務単価(月額) 法人:960,149円/月

個人:596,911円/月

以上